



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
9 月 2 日
第 6 4 5 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出（障害福祉課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）	2
都市計画法に基づく公聴会の開催（都市計画課）	2

○ 公 告

林業種苗生産事業者講習会開催公告（森林保全課）	3
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	3
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課）	6
公共測量実施公告（用地事業支援課）	6
公共測量変更公告（用地事業支援課）	6
公共測量終了公告（用地事業支援課）	7
落札者決定の公告（建築課、警察本部会計課）	7

告 示

滋賀県告示第320号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
令和 7 年 9 月 2 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
放課後等デイサービスだんでらいおん	栗東市岡161ー5	合同会社まんぼう	栗東市目川877番地1	放課後等デイサービス	令和 7 . 9 . 1	2551200211

滋賀県告示第321号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。
令和 7 年 9 月 2 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
あうとりーち和泉	野洲市久野部138ー7サントピアビル2B	合同会社和湖	草津市西大路町7番7ー910号	児童発達支援 放課後等デイサービス	2550600353	令和 7 . 8 . 31

こどもの発達サポート教室ホップ・ステップ	守山市焰魔堂町124番地3	グロービス株式会社	野洲市西河原三丁目2450番地	児童発達支援放課後等デイサービス	2550700211	令和7.8.31
----------------------	---------------	-----------	-----------------	------------------	------------	----------

滋賀県告示第322号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年9月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
みなくさメンタルクリニック	草津市野路2-16-5	病院・診療所	柴 田 俊	令和7.8.1
訪問看護ステーションなごみ	大津市下坂本四丁目5-20	訪問看護	—	令和7.8.1

滋賀県告示第323号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年9月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	訪問看護みこころ	東近江市五個荘竜田町574-3 ヴァルトサイト103	訪問看護	—	令和7.8.1

滋賀県告示第324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条および滋賀県都市計画公聴会規則（昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和7年9月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 日時 令和7年9月18日(木)午後2時から
- 2 場所 滋賀県危機管理センター1階大会議室 大津市京町四丁目1番1号
- 3 都市計画の案の概要

(1) 都市計画区域の範囲 大津市の一部、草津市、守山市、栗東市、野洲市および湖南市

(2) 大津湖南都市計画 区域区分の変更

市 町 名	市 街 化 区 域 の 面 積	
	変 更 前	変 更 後
大 津 市	約5,883ヘクタール	約5,883ヘクタール
草 津 市	約1,984ヘクタール	約2,057ヘクタール
守 山 市	約1,237ヘクタール	約1,237ヘクタール
栗 東 市	約1,441ヘクタール	約1,450ヘクタール
野 洲 市	約796ヘクタール	約824ヘクタール
湖 南 市	約1,470ヘクタール	約1,470ヘクタール

- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
- (1) 書面を提出することのできる者 3(1)に示す市の区域内に住所を有する者

- (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
- (3) 書面の提出期間 令和 7 年 9 月 2 日(火)から令和 7 年 9 月 11 日(木)まで（土曜日および日曜日を除く。）の執務時間内とする。郵送による場合は、令和 7 年 9 月 11 日(木)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。
- なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。
- (4) 公述人の選定 規則第 6 条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。
- (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所
- 滋賀県土木交通部都市計画課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- 大津市都市計画部都市計画課 〒520－8575 大津市御陵町 3－1
- 草津市都市計画部都市計画課 〒525－8588 草津市草津三丁目 13 番 30 号
- 守山市都市経済部都市活性化局都市計画・交通政策課 〒524－8585 守山市吉身二丁目 5 番 22 号
- 栗東市建設部都市計画課 〒520－3088 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
- 野洲市都市建設部都市計画課 〒520－2395 野洲市小篠原 2100 番地 1
- 湖南市建設経済部都市政策課 〒520－3288 湖南市中央一丁目 1 番地
- なお、案の全文については、令和 7 年 9 月 2 日から令和 7 年 9 月 11 日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/345030.html>)でも閲覧することができる。
- 5 その他 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

公 告

林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和 7 年 9 月 2 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 講習会の日時および場所
- (1) 日時 令和 7 年 9 月 25 日(木)午前 9 時 40 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 場所 滋賀県林業普及センター 2 階ミーティングルーム（野洲市北桜 978－95）
- 2 講習内容および講習時間
- (1) 種苗に関する法令 2 時間
- (2) 種苗の産地および系統に関する事項 2 時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2 時間
- なお、講習において、「講習会テキスト 林業種苗の生産・配布に必要な知識（全国山林種苗協同組合連合会 令和 7 年 7 月発行）」を使用するので、各自持参すること。
- 3 講習対象者 林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者またはその従事者
- 4 申込書配布 令和 7 年 9 月 2 日(火)から令和 7 年 9 月 18 日(木)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）、滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および各森林整備事務所（高島支所を除く。）で配布する。
- ※申込書は、県ホームページからダウンロードして入手することができます。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、講習会の開催日の 7 日前（令和 7 年 9 月 18 日）までに、林業種苗生産事業者講習会受講申込書に必要事項を記載して、各森林整備事務所（高島支所を除く。）に申し込むこと。
- 6 申込み受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 7 受講手数料 14,000 円
- 受講手数料はキャッシュレス決済または滋賀県収入証紙を申込書に貼付することによって納付すること。なお、納付した受講手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。
- 8 講習会修了証明書の交付 講習会の課程を修了した者に対して、林業種苗生産事業者講習会修了証明書を交付する。
- 9 連絡先 滋賀県琵琶湖環境部森林保全課 電話 077－528－3935

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年9月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 クスリのアオキ大津瀬田店 大津市大萱六丁目字南川崎2992番ほか7筆
2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 TOKUYA大津瀬田店 大津市大萱六丁目字南川崎2992番ほか7筆

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハッピーテラダ 京都府宇治市五ヶ庄平野26番地4 代表取締役 寺田邦彦

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 クスリのアオキ大津瀬田店 大津市大萱六丁目字南川崎2992番ほか7筆

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締役 青木宏憲

- 3 変更年月日 アについては令和7年8月8日、イについては令和7年6月1日

- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の吸収合併および変更のため

- 5 届出年月日 令和7年8月8日

- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和7年9月2日から令和8年1月5日まで

- 7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年1月5日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和7年9月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 クスリのアオキ大津瀬田店 大津市大萱六丁目字南川崎2992番ほか7筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 阪口修弘
大津市大萱三丁目9番5号

- 3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前9時から午後9時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後6時まで

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前9時から午後9時45分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

- 4 変更年月日 令和7年8月9日

- 5 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更に伴う営業計画の変更のため

- 6 届出年月日 令和7年8月8日

- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3－1

(2) 縦覧期間 令和 7 年 9 月 2 日から令和 8 年 1 月 5 日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 8 年 1 月 5 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項（附則第 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項）の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和 7 年 9 月 2 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 クスリのアオキ大津唐崎店 大津市唐崎三丁目 1 番10号

2 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社クスリのアオキ 午前 9 時30 分から午後 9 時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場 午前 9 時から午後 9 時30分まで 隔地駐車場 午前 9 時から午後 9 時30分まで

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社クスリのアオキ 午前 9 時から午後 9 時45分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場 午前 8 時30分から午後10時まで 隔地駐車場 午前 8 時30分から午後10時まで

3 変更年月日 令和 7 年 8 月 9 日

4 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締役 青木宏憲

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,359㎡

(3) 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 48台

(4) 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 39台

(5) 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 36.0㎡

(6) 廃棄物等の保管施設の位置および容量

ア 廃棄物保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 40.5㎡

イ リサイクル品保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 4.5㎡

(7) 駐車場の自動車の出入口の数および位置 届出書の添付図面記載のとおり 2箇所

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで

5 届出年月日 令和 7 年 8 月 8 日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3－1

(2) 縦覧期間 令和 7 年 9 月 2 日から令和 8 年 1 月 5 日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 8 年 1 月 5 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和7年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)カネスエ守山店 守山市播磨田町680-1
- 2 意見の概要 守山市からの意見
 - (1) 市道播磨田一号線は、河西小学校区の通学路となっており、営業時間の変更に伴い、登校時間帯と重なることから、自動車等の利用客と子ども達の横断部の安全に十分配慮すること。
 - (2) 廃棄物の減量化および資源化に努めること。特に、厨芥類が多量に排出される計画となっていることから、厨芥類の堆肥化リサイクルについて検討すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 - (2) 縦覧期間 令和7年9月2日から令和7年10月2日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東近江市長 小椋 正清から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(デジタル撮影、同時調整、写真地図作成)
- 2 作業の地域 東近江市、近江八幡市、蒲生郡日野町、蒲生郡竜王町および愛知郡愛荘町全域
- 3 作業の期間 令和7年8月14日から令和8年3月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(砂防基盤図作成)
- 2 作業の地域 米原市柏原、梓河内
- 3 作業の期間 令和7年9月1日から令和8年3月13日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、彦根市長 田島 一成から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図修正)
- 2 作業の地域 彦根市全域(琵琶湖を除く。)
- 3 作業の期間 令和7年8月21日から令和8年2月27日まで

公共測量変更公告

令和7年2月4日付け公共測量実施公告に係る公共測量について、農林水産省近畿農政局東近江農地整備事業所長中野 裕嗣から次のとおり測量計画機関および作業の期間を変更する旨の通知があった。

令和7年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 測量計画機関
変更前 農林水産省近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
変更後 農林水産省近畿農政局東近江農地整備事業所
- 2 作業の種類 公共測量（基準点測量、用地測量）
- 3 作業の地域 東近江市林田町
- 4 作業の期間
変更前 令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 6 月 15 日まで
変更後 令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 11 月 12 日まで

公共測量終了公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、農林水産省近畿農政局東近江農地整備事業所長 中野 裕嗣から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年 9 月 2 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、用地測量）
- 2 作業の地域 東近江市芝原町、今堀町、芝原南町、今崎町、東今崎町
- 3 作業の終了日 令和 7 年 8 月 4 日

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 2 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 工事名 令和 7 年度第 1 号（仮称）第二大津合同庁舎新築工事
工事場所 大津市京町三丁目 226－1
工事概要 庁舎棟 その他新築工事 一式
庁舎棟 プレキャストコンクリート造一部鉄骨造 地上 6 階建て 6,902.64㎡
駐輪場棟 木造 平屋建て 23.18㎡
外構工事 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県土木交通部監理課審査契約係 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077－528－4116
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 8 月 21 日（木）
- 4 落札者の氏名および住所 桑原組・杉橋建設・八田建設特定建設工事共同企業体（代表者）株式会社桑原組 高島市安曇川町西万木 926 番地
- 5 落札金額 4,059,000,000 円（税込み）
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和 7 年 5 月 7 日（水）

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 2 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 A I－OCR 機器等（搬入等を含む。） 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜 1 番 10 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 7 月 23 日（水）
- 4 落札者の氏名および住所 N T T ビジネスソリューションズ株式会社滋賀ビジネス営業部 取締役滋賀ビジネス営業部長 杉本晋司 大津市浜大津一丁目 1 番 26 号
- 5 落札金額 49,973,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年5月13日(火)